

ID: 332

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習・文化財課

処分の概要	特別の設備の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	三隅農業者トレーニングセンター条例 第14条		
例 規 番 号	平成17年条例第174号		
【根拠条文】 (特別の設備) 第14条 使用者は、トレーニングセンターに特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	5日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日